

集 会 宣 言

私たちは、11月28,29日、北九州において「なくそう多重債務、築こうセーフティネット～貸金業法の施行延期を許さない」をテーマに全国から1,500名が集い、二日間、全体集会と21の分科会で報告と意見交換を行い、今後の課題と展望を確認した。

アメリカ発の金融危機のあと、世界を襲った深刻な同時不況のなかで失業者が増大するなど厳しい雇用情勢が続き、中小零細事業者の倒産や自殺者も増加している。

2006年12月に勝ちとった改正貸金業法は段階的に施行されており、その結果、5社以上の借入を持つ多重債務者は大幅に減少したものの、全体ではまだ1338万人をこえる市民がサラ金・クレジットを利用し、一人あたりの借入残高が85万円にも達していて、一社だけの借入れは670万人をこえて増加傾向にあり、すでに年収の3分の1以上の金額を借り入れている人が600万人近く存在している。利息制限法を超えるサラ金・クレジットの高利の借金に頼って生活せざるをえない市民が、まだまだ多数存在することはきわめて憂慮すべき現実である。

多重債務者の根絶と、その背景にある低賃金・不安定雇用そして貧困問題を解消し、憲法第13条の個人の尊厳と第25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を誰でも享受できるようにすることは、今や私たちの最大の課題である。

そのためには、2010年6月までに貸金業法を完全施行させるとともに、政府の多重債務改善プログラムをさらに充実させ、実行していかなければならない。

ところが、政府は個人零細事業者などの資金繰りが悪化していることなどを理由に、金融担当副大臣を座長とする「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し、来年6月末日までの完全施行を見直すべく検討を始めるとし、これに同調する政治家も存するようである。

サラ金・クレジットを利用している多くの借主は、雇用や社会保障などのセーフティネットが崩壊しているなかで、失業等で生活費に窮し、その利用を余儀なくされている。完全施行が遅れたときには、その中から深刻な多重債務被害、そして自殺者が数多く生み出されることは必至である。

いま緊急に求められていることは、雇用政策や生活保護などの社会保障を早急に充実させ、サラ金・クレジットから借りられなくなった人に対するセーフティネット貸付の拡充を図り、市民が高利の借金をしなくてもよい制度づくりである。

ところで、本年9月、消費者行政を一元化し、消費者の権利保護を目的とする消費者庁・消費者委員会がスタートした。本集会の討議を通じて、その機能が十分なものになるためには、私たちの力強い後押しが必要であることを確認した。

そこで、私たちは、以下の内容を政府に要求するとともに、私たちもその実現のために全力をあげて取り組む決意である。

1. 貸金業法の見直し、完全施行の延期を許さず、直ちに実施すること。
2. 多重債務の相談窓口をさらに拡充し、中小零細事業者を含めた人々へのセーフティネット貸付の拡充を図ること。なかでも、生活福祉資金貸付制度については迅速に運用されるべきこと。
3. 労働者派遣法の抜本改正、最低賃金の引き上げ、失業保険の充実、健康保険や生活保護などの社会保障は強化充実させ、人が人として生きる権利を保障すること。
4. 消費者庁・消費者委員会を消費者の権利を擁護・実現する実効性のある機関として十分に機能させること

以上のとおり宣言する。

第29回全国クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会

in 北九州参加者一同

(2009. 11. 29)